

壱岐市農業委員会定例会（令和8年2月）

議 事 録

1. 開催日時 令和8年2月25日（水） 午後4時
2. 開催場所 壱岐市役所 石田庁舎 第4会議室
3. 出席委員 ・・・・ 農業委員長 外 農業委員 17名
4. 欠席委員 無
5. 事務局職員 事務局長 ・・・・ 事務局長補佐 ・・・・ 主事 ・・・・
6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 ・・・・番・・・委員 ・・・・番・・・委員
 - 第2. 議案第6号 農地法第3条の規定による許可処分取消願について
 - 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第9号 非農地証明願について
 - 議案第10号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画
(出し手から農地中間管理機構)に対する意見について
 - 議案第11号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画
(農地中間管理機構から受け手)に対する意見について
7. その他

開 会 （ 午後 3 : 5 5 ）

- 事務局 皆さんこんにちは。
ご案内の時間前ではありますが、只今より令和8年2月の農業委員会の総会を開会致します。
本日は、全員出席でございます。
本日の出席委員は18名中18名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。このメンバーでは、最後の定例会となります。
それでは、総会日程2の「会長挨拶」を・・・会長にお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。
- 会 長 皆さん、こんにちは。
本日は、2月の定例会をご案内しましたところ、皆様方におかれましては、忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。私たち農業委員の任期が今月末までとなっております。従いまして、本日の会が実質最後の会となりますので、宜しくお願いします。皆様と共に3年間、任期を全うさせていただきまして感謝申し上げます。簡単ですけども、挨拶に代えさせていただきます。
- 議 長 それでは、これより議事に入ります。
まず、議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名人ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】
それでは、本日の議事録署名人は、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員にお願い

したいと思います。よろしくお願ひします。なお、本日の会議書記には事務局、
・・主事を指名します。

それでは、議事日程第2の議案第6号の「農地法第3条の規定による許可処分
の取消願について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、それでは大変申し訳ありませんが、議案の差し替えをお願い致します。

議案第6号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願が、次のとおり提出
がされたので、審議のうえ決定の要がある。

1番 土地の所在

勝本町立石南触 字八水番 地目 田 面積 1457㎡

譲渡人

譲受人

相続人

権利の設定内容は許可処分の取消です。

理由については、本件は、令和5年3月24日付け、5壺農委指令第12号を
もって農地法第3条第1項の規定による許可を受けましたが、所有権移転前に譲
受人が死亡したため、本許可を取り消すものです。位置図は2頁のとおりです。

譲受人の相続人においても、申請農地の取得は望んでおりませんので、本来の所
有者である譲渡人に返すこととなります。譲渡人も了承のうえです。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あ
り】それでは、ご異議がないようですので、議案第6号は決定します。

続きまして議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」につい
て、事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、それでは3頁をお願い致します。議案第7号「農地法第3条の規定に
よる許可申請について」農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出さ
れたので、審議のうえ決定の要がある。所有権移転の案件が7件あがっており
ます。

受け手は、個人及び農地所有適格法人であり、「農地所有適格法人以外の法人」
ではないので、適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業によ
る取得ではないので、「信託要件」の適用もありません。

それから、7件の売買ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

「全部効率利用要件」は、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作す
ると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されて
いるか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、
というような3つの内容を審議して頂くこととなります。

4番 土地の所在

郷ノ浦町長峰本村触 字篠石番 地目 畑 面積 523㎡

同じく 番 地目 田 面積 2 2 4 m²
同じく 番 地目 田 面積 6 5 2 m²
譲渡人
譲受人

経営地面積は0 m²です。

申請理由

譲渡人 島外在住で管理できないため、売却する。

譲受人 買い受けて、農業経営を開始する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は水稻です。

農機具は、普通農機具を所有し、耕運機をリースします

農作業歴は本人3年、夫0年です。

通作距離については、20 m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻、ネギ、じゃがいも、にんにく、きゅうりなどの作付けでありますので、周辺への影響は、ないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。2月24日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 はい、みなさん、こんにちは。担当の・・です。

事務局の説明の通り、2月24日に本人に確認を致しました。

譲渡人の・・さんは、島外在住で農地の管理ができないということで、住宅と一緒に譲受人の・・さんに売却するものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

・・委員 新規に農業をされる場合は、事務局が口頭で説明されているようですが、チラシを作って、荒れないようにはどのようにすべきか、違反転用はどのようなものかを示した方が良いと思います。今後移住者も増えると思いますので。

事務局 今後、新規の方は、チラシを作って対応したいと思います。

議長 私の方から1点、この場所の地域計画はどうなっていましたか。

事務局 島外在住で、確認できなかったため未定になっています。

議長 わかりました。

議長 他にはありませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第7号4番は決定します。

続きまして、5番の説明をお願いします。

事務局 はい、3頁をお願い致します。

5番 土地の所在

勝本町上場触 字^{つきのき}槻ノ木 番 地目 畑 面積 2035㎡

譲渡人

譲受人

経営地面積は畑が0㎡です。

申請理由

譲渡人 島外在住で管理できないため、売却する。

譲受人 買い受けて、農業経営規模を拡大する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は野菜です。

農機具は、軽トラ、トラクターを所有してあります。

農作業歴は本人、妻とも15年です。

通作距離については、50m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、じゃがいもの作付けでありますので、周辺への影響は、ないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。2月18日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 みなさん、こんにちは。担当の・・です。

事務局の説明の通り、2月18日に本人に確認を致しました。

譲渡人の・・さんは、相続したものの島外在住で農地の管理ができないということで、申請農地付近に住んでいる譲受人の・・さんに売却するものです・・さんは、家庭菜園をされるとのことです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第7号5番は決定します。続きまして、6番の説明をお願いします。

事務局 はい、4頁をお願い致します。

6番 土地の所在

勝本町立石西触 字嶺 番 地目 田 面積 1037㎡

同じく 字^{おおやなぎ}大柳 番 地目 田 面積 390㎡

同じく 番 地目 田 面積 571㎡

同じく 番 地目 田 面積 3254㎡

同じく	・・・番	地目	田	面積	5 1 5 m ²
同じく	・・・番	地目	田	面積	1 6 2 7 m ²
同じく	・・・番	地目	畑	面積	1 9 4 m ²
譲渡人	・・・・・・・・・・				
譲受人	・・・・・・・・・・				

経営地面積は田が1 0 8 9 3 m²、畑が3 4 4 6 9 m²、合計4 7 3 6 2 m²です。

申請理由

譲渡人 高齢で管理できないため、売却する。

譲受人 買い受けて、農業経営規模を拡大する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況はオリーブの作付けです。

農機具は、パワーショベル、乗用草刈機、運搬車、耕運機を所有してあります。構成員は、常時雇用者と合わせて6名、臨時雇用者が4名で農作業に従事しております。

通作距離については、1 2 k m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、オリーブの作付けでありますので、周辺への影響は、ないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。2月18日に・・・委員さんと譲受人の会社の従業員との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・・委員 はい。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 担当の・・・です。

事務局の説明の通り、2月18日に・・・の従業員に確認を致しました。譲渡人の・・・さんは、お亡くなりになられた妹さん所有の土地、建物を相続したものの、これまで農業をされたことがなく、管理ができないということで、譲受人の・・・さんに農地を含めて土地、建物全てを売却するものです。

・・・さんは、オリーブの他、そばも植えるそうです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第7号6番は決定します。

続きまして、7番の説明をお願いします。

事務局 はい、4頁お願いします。

7番 土地の所在

芦辺町住吉東触 ^{あぶらた}字油田 ・・・番 地目 田 面積 6 1 3 m²

譲渡人 ・・・・・・・・・・

譲受人

経営地面積は田が5 2 3 6 m²、畑が3 9 5 6 m²合計9 1 9 2 m²です。

申請理由

譲渡人 現在耕作中の相手方に売却する、

譲受人 買受けて農業経営規模を拡大する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります但し経営状況は水稲、野菜の作付けです。

農機具は、トラクター、軽トラック、バインダー、田植機、コンバインを所有してあります。

農作業歴は本人39年、長男、長女がそれぞれ20年です。

通作距離については、1 km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稲の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。2月18日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 みなさん、こんにちは。担当の・・です。

事務局の説明の通り、2月18日に本人に確認を致しました。

譲渡人の・・さんは、譲受人の・・さんに耕作をお願いしているが、申請農地がわのうになっているため、譲受人に売却するものです。何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第7号7番は、決定します。

続きまして、8番の説明をお願いします。

事務局 はい、5頁お願いします。

8番 土地の所在

芦辺町箱崎諸津触 字^{かわはらだ}川原田 番 地目 田 面積 5 3 2 m²

同じく 字^{わしのみず}鷺ノ水 番 地目 田 面積 9 5 0 m²

同じく 番 地目 田 面積 1 7 9 m²

同じく 番 地目 田 面積 9 m²

譲渡人

譲受人

経営地面積は田が7 6 7 9 m²、畑が4 9 9 3 m²合計1 2 6 7 2 m²です。

申請理由

譲渡人 高齢で管理できないので売却する、

譲受人 買受けて農業経営規模を拡大する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は水稲、野菜の作付けです。

農機具は、トラクター、耕運機、コンバイン、軽トラックを所有してあります。

農作業歴は本人30年、弟2名がそれぞれ20年と5年です。

通作距離については、50m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稲、飼料の作付けでありますので、周辺への影響は、ないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。2月18日に・・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・・委員 はい。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 担当の・・・です。

事務局の説明の通り、2月18日に本人に確認を致しました。

譲渡人の・・・さんは、高齢で管理できないため、譲受人である近所の・・・さんに売却するものです。何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第7号8番は、決定します。続きまして、9番の説明をお願いします。

事務局 はい、5頁お願いします。

9番 土地の所在

芦辺町箱崎中山触 ^{あんじょう} 字安城 ……番 地目 田 面積 478㎡

譲渡人 ……

譲受人 ……

経営地面積は田が8115㎡です。

申請理由

譲渡人 譲渡人の要望により売却する、

譲受人 農業経営規模を拡大し、耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は水稲の作付けです。

農機具は、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラックを所有してあります。

農作業歴は本人3年、祖父が60年です。

通作距離については、50m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、カボチャなどの作付けでありますので、周辺への影響は、ないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。2月18日に・・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・・委員 はい。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 はい、みなさん、こんにちは。担当の・・・です。

事務局の説明の通り、2月18日に本人に確認を致しました。

譲渡人の・・・さんは、相続したものの高齢で農地の管理ができないので、譲受人である近所の・・・さんに売却するものです。何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第7号9番は、決定します。続きまして、10番の説明をお願いします。

事務局 はい、6頁お願いします。

10番 土地の所在

芦辺町瀬戸浦 字鯨崎・・・・番 地目 畑 面積 572㎡

譲渡人・・・・・・

譲受人・・・・・・

経営地面積は田が7783㎡、畑が7130㎡、計14913㎡です。

申請理由

譲渡人 譲渡人の要望により売却する、

譲受人 農業経営規模を拡大し、耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は水稲、野菜の作付けです。

農機具は、トラクター、田植機、軽トラック、ハーベスタを所有してあります。

農作業歴は本人40年、妻が20年です。

通作距離については、4Km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、じゃがいもなどの作付けでありますので、周辺への影響は、ないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。2月18日に・・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 担当の・・です。

事務局の説明の通り、2月18日に本人に確認を致しました。

譲渡人の・・さんは、農業を縮小するため、申請農地に隣接する宅地の所有者である譲受人の・・さんに売却するものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 みなさん、こんにちは。担当の・・です。

事務局の説明の通り、2月18日に本人に確認を致しました。

譲渡人の・・さんは、農業を縮小するため、申請農地に隣接する宅地の所有者である譲受人の・・さんに売却するものです。何ら問題はないかと思いますが皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 それでは、ご異議がないようですので、議案第7号10番は、決定します
続きまして、議案第8号「農地法第5条の規定による認可申請について」を
議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、7頁お願いします。

議案第8号「農地法第5条の規定による認可申請について」農地転用につき、
次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

1番 土地の所在

石田町池田東触 字^{さんじかわ}参事川 ・・・番 地目 田

面積 653㎡

転用目的 一般住宅

譲渡人 ・・・・・

譲受人 ・・・・・

申請理由

申請地に一般住宅を建設したいので、申請をします、というものです。

権利の設定内容は、使用貸借です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種
農地と判断しております。

位置図、写真、配置図は、8頁から10頁です。

令和8年2月17日に・・委員さんと申請人の父である貸付人の立会いの下、
現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・委員 皆さんこんにちは。担当の・・・です。

事務局の説明の通りに2月17日に現地確認を行いました。

・・・さんは、現在親と同居しているが、借家で手狭であるため父所有の農地を借り受けて自己の居宅を建築し、家族で住みたいという事であります。

合併浄化槽を設置する予定で、周辺農地への影響はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願いします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第8号1番は、意見を付して進達します。続きまして、議案第9号「非農地証明願について」を議題とします。

事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、11頁をお願い致します。議案第9号の「非農地証明願について」次のとおり申請があったので、調査審議の上決定の要がある。

1番 土地の所在

郷ノ浦町長峰本村触 字篠石 ・・・・番 台帳地目 畑 323㎡

現況 農業用施設

転用目的 農業用施設

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由 願出地は、平成14年頃から、農業用施設(倉庫)として建設され、現在に至っている、ということでありまして非農地化から20年以上経過している、というものです。

位置図、現況写真は12頁から13頁です。

2月24日に・・・委員さんと申請人が委任している司法書士の立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・・委員 はい。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 担当の・・・です。

事務局の説明のとおり、2月24日に現地確認を行いました。

平成14年頃から、農業用倉庫として利用されていて、これまで、何ら問題はなかったという事です。皆さん方のご審議をよろしくお願いします。

議長 以上の説明ですが、どなたかご質疑はございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第9号1番は決定します。

続きまして、2番の説明をお願いします。

2番 土地の所在

芦辺町中野郷西触 字高野 ・・・・番 台帳地目 畑 223㎡

現況 農業用施設

転用目的 農業用施設

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由 願出地は、平成16年頃から、農業用施設(倉庫)として建設され、現在に至っている、ということでありまして非農地化から20年以上経過してい

る、というものです。

位置図、現況写真は14頁から15頁です。

2月18日に・・・委員さんと申請人から委任を受けた島外建物を譲り受ける予定の・・・さんの立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・・委員 はい。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 担当の・・・です。事務局の説明のとおり、2月18日に・・・さんから、申請関係の委任を受けている・・・さんと現地確認を行いました。

平成16年頃から、農業用倉庫として利用されていて、これまで、何ら問題はなかったという事です。皆さん方のご審議をよろしくお願いします。

議長 以上の説明ですが、どなたかご質疑はございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第9号2番は決定します。

続きまして、議案第10号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)に関する意見について」と議案第11号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)に関する意見について」は、関連がありますので、一括上程したいと思います。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案の第10号と議案第11号は一括して説明させていただきます。

はい、16頁をお願い致します。

議案第10号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の意見審議について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見を求められたので、その判断を求めるものです。

17頁～19頁をご覧ください。令和8年2月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については、この一覧表のとおりであります。

また、16頁をご覧くださいと長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃貸借権設定について、10年間の田の新規が18筆で24,385㎡、更新が2筆で9,866㎡、5年間の田の新規が12筆で11,251㎡であり、10年間の畑の新規が3筆で2,903㎡、5年間の畑の新規が2筆で2,393㎡であり、賃貸借権設定の合計が田畑合わせて37筆で50,798㎡であります。

続きまして、使用貸借権設定について、5年間の田の新規が11筆で16,056㎡で、10年間の畑の新規が2筆で1,872㎡で使用貸借権設定の合計が田畑合わせて13筆、17,928㎡であります。

続きまして、20頁をお願い致します。議案第11号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の意見審議について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見を求められたので、その判断を求めるものです。21頁から23頁の令和8年2月農

業委員会農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については一覧表のとおりでありまして、再度、20頁をご覧くださいますと、計画につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、集積計画表は、議案第10号で説明したとおりであります。

この計画につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第10号の農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の公告と、農用地利用集積等促進計画(案)の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地集積等促進計画を定めて、県知事が促進計画を、公告することによりまして、農地中間管理機構が借り手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、これにつきましては、法に則って行いますので皆様方の意見を求めることとなります。何かございませんか。【異議なしの声あり】それでは、異議がないようでありますので、議案第10号と議案第11号は原案のとおり決定します。続きまして、その他の件をお願いします。

事務局 事務局からのその他の件ですが、

- ① 農地利用最適化推進委員候補者の報告
- ② 辞令交付式 令和8年3月2日(月) 午前8時45分～
- ③ 農業委員初総会 令和8年3月2日(月) 午前9時～
場所 壱岐市役所 石田庁舎 2階会議室

議長 他に皆さん方から何かありましたら。ございませんでしょうか。それでは、皆さん方から意見もないようでございますので、本日の総会の日程を終了させていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。【はいの声あり】
大変お疲れ様でした。

閉 会 (午後 4 : 5 0)

以上のとおり議事内容を記載し、事実と相違ないことを証するため署名する。

令和 8年 2月25日

農業委員会長 谷 島 栄 一 (印)

署 名 人.....山 本 由 紀 江.....⑩

署 名 人.....檜 尾 光.....⑩